

広島空港学びの拠点プロジェクト奨学金実施要項

制定 2023年4月1日

(目的)

第1条 この要項は、広島国際空港株式会社（以下、「HIAP」という）による奨学金制度に関して定めたものとする。

2 この奨学金制度は、広島県内の学校や学習団体における次世代層を対象に、広島空港を活用した学習活動を支援することで、航空業界への理解を深めてもらうとともに、同業界を就職先の選択肢として志す人材をサポートすることを目的とする。

(奨学金対象範囲)

第2条 奨学金支援対象者は次の通り。

(1) 広島県に所在する学校及び学習団体

- ・広島県内の小学校、中学校、高等学校
- ・広島県内の大学、短期大学、専門学校

(2) その他 HIAP が認めたもの

(対象活動範囲)

第3条 活動の範囲は次に掲げるものとする。

(1) 「広島空港学びの拠点プロジェクト」※₁に係る活動

- ・調べて伝える広島空港※₂
- ・広島空港プロポーザル大会※₃
- ・広島空港プロポーザル大会成果実施

(2) その他 HIAP が認める広島空港と地域活性化を図るための活動

(支援額)

第4条 総支援金額は年間 100 万円以内とし、それぞれの支援金額は予算の範囲内で HIAP が決定するものとする。

また、給付方法は原則振り込みとする。

(支援期間)

第5条 HIAP が指定した時期に行う活動で、原則、年度内に完結する活動に限る。

(奨学金申請書の提出)

第6条 奨学金支援申請者は次に定めるものとする。

第2条第1号及び第2号に定める対象者が奨学金を申請する場合、奨学金申請者の長は HIAP が別に指定する期日までに、「広島空港学びの拠点プロジェクト奨学金申請書」(第1号様式)を HIAP に提出するものとする。

(奨学金決定通知)

第7条 HIAP は奨学金申請があった場合には、申請の内容について審査し、適当であると認めたときは、「広島空港学びの拠点プロジェクト奨学金決定通知書」(第2号様式)により支援の決定通知を行うものとする。

2 奨学金申請者は HIAP による決定通知を受け、適宜申込書(第5様式)を提出する。

(活動内容の変更等)

第8条 奨学金申請者は「奨学金決定通知書」に記載されている事項を変更する場合は、あらかじめ変更(中止を含む。)の理由及び経費の積算を記載した「活動内容変更(中止)届」(第3号様式)をHIAPに提出し、承認を受けるものとする。

2 HIAPは前項の申請について内容を審査したうえで、予算の範囲内で「活動計画変更(中止)決定通知書」(第4号様式)により助成金の交付の変更(中止を含む。)の決定通知を行うものとする。

(活動中における報告及び調査)

第9条 HIAPは本活動の適正を期するため、必要がある場合は奨学金申請者に対して、活動の実施状況について報告を求め、また調査を行うことができるものとする。

(活動完了報告)

第10条 実施した活動は公式ホームページ等で公開する。

(奨学金返還)

第11条 奨学金受給者はHIAPより返還を求められた場合には速やかに返還しなければならない。

2 HIAPは次に掲げる者に対して給付した奨学金の返還を求めるものとする。

- (1) 本要項若しくは本要項に基づくHIAPの指示に違反した者
- (2) 奨学金を対象活動以外の用途に使用した者
- (3) 法令に違反した者

3 前項に係る費用等は受給者が負担する。

※1 「広島空港学びの拠点プロジェクト」とは

「ネットワークの基盤」、「地域における拠点」、「サービスの拠点」、「安全・安心の拠点」としての機能を有す広島空港を、学校教育の「学びの拠点」として位置付け、学校や地域の教育力向上及び広島空港の機能活性化を通して、地域創生を図ることを目的とした活動。

※2 調べて伝える広島空港とは

広島空港内で施設見学や空港で働くプロフェッショナルな人々の講話を通じて自立的に自分の未来を切り開き、未体験の体験に挑戦する勇気と価値を体得することを目的とした活動。

※3 広島空港プロポーザル大会とは

広島空港を地域の誇りと捉え、有効に活用策を提案し合うことを通して、地域創生を自らの課題として捉え、その意欲と実践能力を持った生徒の育成を図ることを目的とした活動。

(附則)

本要項は2023年4月1日から施行し、同年4月以降実施する活動から適用する。

(参考) 交付スケジュール イメージ



広島空港学びの拠点プロジェクト奨学金制度

給付の流れ(年間)

申請者
(学校)
HIAP

